○柳井地域広域水道企業団職員の管理職手当の支給に関する規程

昭和５８年４月１日
管理規程第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、柳井地域広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５８年柳井地域広域水道企業団条例第７号）第１０条及び第２０条の規定に基づき、管理職手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

（管理職手当の額等）

第２条　管理職手当を支給する職は、別表第１に掲げる職とし、同表に定めるところにより、１種から４種までに区分するものとする。

２　前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第２の管理職手当の額の欄に定める額とする。

３　職員が月の１日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１　号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により有給の病気休暇を受け、又は長期の休養を要するため休職にされている場合及び柳井地域広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和５８年柳井地域広域水道企業団条例第１１号）第２条の規定に基づいて勤務しないことにつき承認のあった場合を除く。）は、管理職手当は、支給しない。

４　職員が管理職手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる道 職員として受けるべき管理職手当は、支給しないものとする。

５　管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。

（準用）

第３条　前２条に定めるもののほか、管理職手当の支給については、柳井市職員の管理職手当の支給に関する規則（平成１７年柳井市規則第４３号）の規定の例による。

附　則

この規程は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則（平成５年４月１日管理規程第１号）

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日管理規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

（柳井地域広域水道企業団職員管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正）

２　柳井地域広域水道企業団職員管理職員特別勤務手当の支給に関する規程（平成５年柳井地域広域水道企業団管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２８年３月３０日管理規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

（柳井地域広域水道企業団職員管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正）

２　柳井地域広域水道企業団職員管理職員特別勤務手当の支給に関する規程（平成５年柳井地域広域水道企業団管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和５年３月３０日管理規程第１号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日管理規程第２４号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

職	区分
事　務　局　長	１種
事 務 局 次 長	２種
課　　長	３種
課　長　補　佐	４種

別表第２（第２条関係）

職務の級	区分	管理職手当の額
７級	１種	４８，０００円
	２種	４４，０００円
６級	３種	３７，０００円
	４種	３３，０００円
５級	４種	３１，０００円